資料5

# 産業雇用安定助成金の制度改正と 県内の実績について

宮崎労働局 助成金センター

#### どのような助成金?

新型コロナウィルスの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向により労働者の雇用を維持**する場合に、出向元と出向先の**双方の事業主に対して助成する**制度。

令和3年8月1日より<u>独立性の認められない事業所間での在籍型出向も助成対象</u>に なりました。

#### 出向運営経費

出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び 労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部を助成を行う

	中小企業	中小企業 以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
独立性の認められない事業主間での出向	2/3	1/2
上限額(出向元・先の計)	12,000円/1人1日当たり	



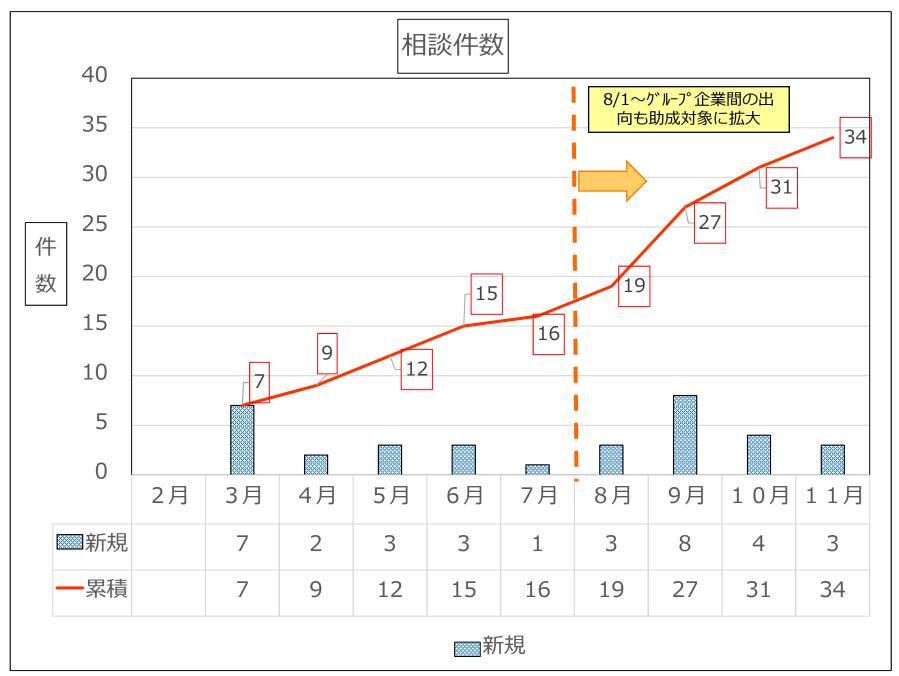
出向初期経費と 出向運営経費の 2 つの助成が あります!

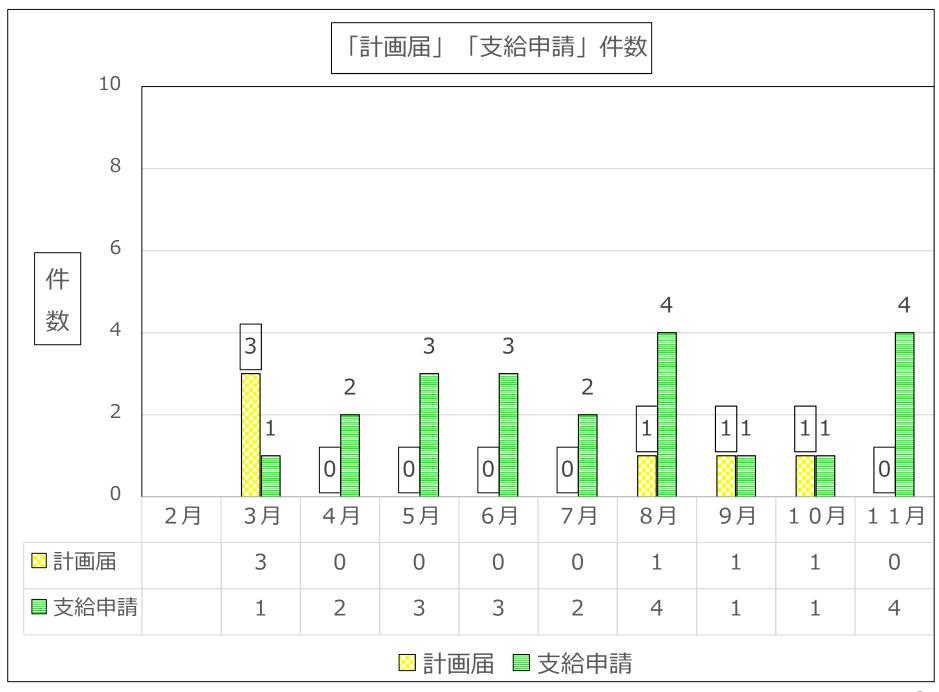
### 出向初期経費

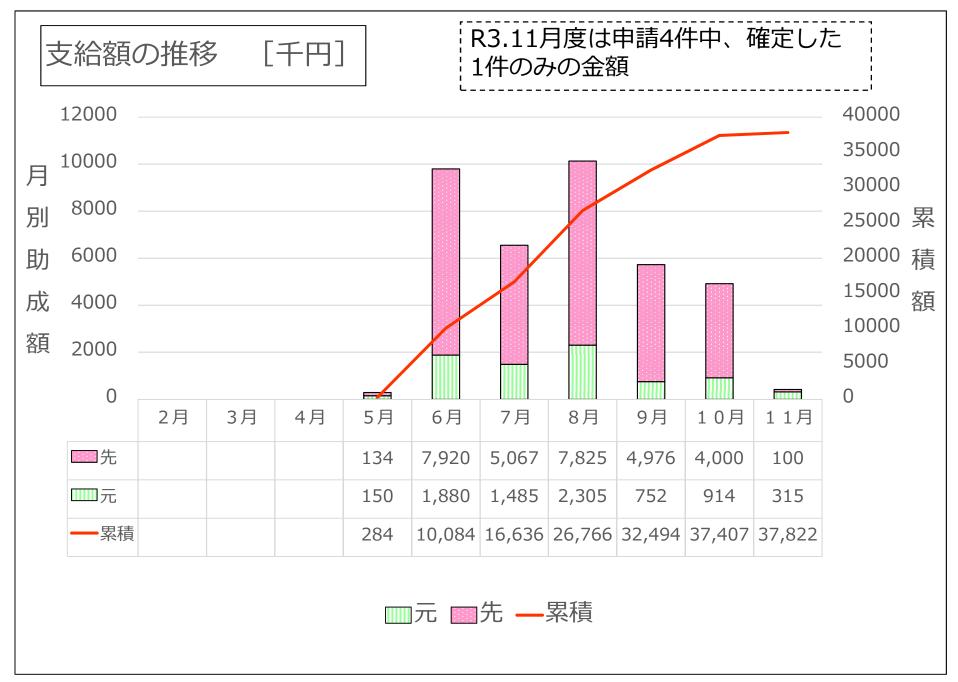
労働者を出向により送り出す事業主・受け入れる事業主に対して 出向の成立に要する措置を行った場合に定額の助成を行う

	出向元事業主	出向先事業主
助成額(※1)	各10万円/1/	(当たり (定額)
加算額(※2)	各5万円 /1/	当たり (定額)

- (※1)独立性の認められない事業主間での出向の場合、 出向初期経費は支給されません。
- (※2)要件を満たす場合には、加算を行います。







## 1. 当該助成金に係る具体的な相談内容

- ①出向計画
  - ・出向契約、労使間協定などの書類作成に係る事項
  - ・出向初期経費、運営経費に係る助成内容
- ②出向開始~申請
  - ・申請書類の作成に係る事項
  - ・計画変更に係る事項



# 2. 当該制度の周知に係る現在の取組み状況

現在県内のグループ企業を有する事業所を訪問させて 頂き、当該助成金制度の広報周知及び個別相談に 応じる取り組みを推進中です。

今後も協議会の皆様のご協力を頂きながら、継続的な 雇用支援に取り組んでいきたいと考えております。 どうぞ官しくお願い致します。

## 最後に・・・

## ▶産業雇用安定助成金に係る相談・お問い合わせ先

宮崎労働局 助成金センター

〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39

**TO 0985-62-3125** 



計画検討段階から お気軽に ご相談ください

詳細については、産業雇用安定助成金 ガイドブックでもご確認いただけます。 ご活用ください。



産業雇用安定助成金 ガイドブック